

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>(公表措置)</p> <p>第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（当該上場会社等が公開買付者等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この項において同じ。）となるものに</p>	<p>(公表措置)</p> <p>第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。次号及び第三十二条において同じ。）の法第二十七条の二十二</p>

限る。以下この号及び次号において同じ。)を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券が全て特定投資家向け有価証券である者 重要事実等

ロ 上場株券等(法第一十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。)の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者(その発行する上場株券等が全て特定投資家向け有価証券である者に限る。) 公開買付け等事実

(新設)

ハ 法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等(上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等(法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。)の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投

の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この項において同じ。)を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイ又はロに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イ又はロに定める事を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券がすべて特定投資家向け有価証券である者 重要事実等

ロ その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である者 公開買付け等事実

資家向け有価証券である場合に限る。) をする者 公開買付け等事実

四

公開買付者等(法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であるものを除く。次号において同じ。)が、その公開買付け等(法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等をいう。次号において同じ。)に係る上場等株券等の発行者である会社又は当該公開買付者等の親会社(法第百六十六条第五項に規定する親会社をいい、法第百六十二条第一項に規定する上場会社等であるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

五

公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該会社又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該会社又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該会社又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

(新設)

(新設)

当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2 (略)

(株券等に係る買付け等の範囲)

第三十三条の三 法第百六十七条规定する特定株券等又は関連株券等（次条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 合併又は分割により特定株券等を承継すること。

三 (略)

四 合併又は分割により関連株券等を承継すること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）。

五 (略)

六 合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継させることであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの

七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定め

2 (略)

(株券等に係る買付け等の範囲)

第三十三条の三 法第百六十七条规定する特定株券等又は関連株券等（次条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二 (略)

(新設)

三 (略)

(新設)

四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定め

るもの

(株券等に係る売付け等の範囲)

第三十三条の四 法第百六十七条第一項に規定する株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 合併又は分割により特定株券等を承継させること。

三 (略)

四 合併又は分割により関連株券等を承継させること（特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等については、当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）。

五 (略)

六 合併又は分割により特定株券等の売買に係るオプションを表示する関連株券等を承継することであつて当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において売主としての地位を取得するもの

七 その他前各号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十五 法第百七十五条第三項に規定する政令で定める取

るもの

(株券等に係る売付け等の範囲)

第三十三条の四 法第百六十七条第一項に規定する株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 (新設) (略)

三 (新設) (略)

四 その他前三号に掲げる取引に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十五 法第百七十五条第三項に規定する政令で定める取

引は、次に掲げる取引とする。

- 一 (略)
- 二 合併又は分割により有価証券を承継させること。
- 三 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 (略)
- 二 合併又は分割により有価証券を承継すること。
- 三 (略)

引は、次に掲げる取引とする。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の十六 法第七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 (略)

二 金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）

改 正 案	現 行
金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令	金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令

三 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十一号）

	改 正 案	現 行
	<p>（企業開示課の所掌事務）</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 金融商品取引法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第一百七十二条の二第一項（同条第四項において適用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において適用する場合を含む。）及び第六項、第一百七十二条の三各項、第一百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において適用する場合を含む。）、第一百七十二条の五、第一百七十二条の六第一項（同条第二項において適用する場合を含む。）、第一百七十二条の七から第一百七十二条の九まで、第一百七十二条の十各項、第一百七十二条の十一第一項並びに第一百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>	<p>（企業開示課の所掌事務）</p> <p>第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 金融商品取引法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第一百七十二条の二第一項（同条第四項において適用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において適用する場合を含む。）及び第六項、第一百七十二条の三各項、第一百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において適用する場合を含む。）、第一百七十二条の五、第一百七十二条の六第一項（同条第二項において適用する場合を含む。）、第一百七十二条の七から第一百七十二条の九まで、第一百七十二条の十各項、第一百七十二条の十一第一項並びに第一百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>
十 2 （略）	十 2 （略）	

附 則

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月六日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。